

(道県市区町村社会福祉協議会)

2023年4月26日

道県市区町村社会福祉協議会 御中

損害保険ジャパン株式会社
株式会社福祉保険サービス

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の変更に伴う取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

これに伴い、一部商品における新型コロナウイルス感染症の補償対象可否が変更となります。また、引き続き補償を継続する商品においても、医師の指示に基づく宿泊施設・自宅等での療養について、「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱い（以下、「みなし入院」）が変更となりますので、ご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご照会ください。

末筆ではございますが、貴会の益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

1. 約款（特定感染症特約）上の取扱いの変更について

<対象契約>

ボランティア活動保険

<変更内容>

現在、基本プラン、天災・地震補償プラン、特定感染症重点プランに付帯している特定感染症特約は「感染症法」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症に該当した場合にお支払いする特約となりますが、新型コロナウイルスの「感染症法」上の位置づけ変更により、当該特約に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病（※）した場合、新型コロナウイルス感染症の保険金支払いの対象外となります。

（注）その他の特定感染症（一類～三類）については引き続き補償いたします。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

<プラン一覧>

発病日	補償内容	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
		補償開始日から10日以内は補償対象外（※）		補償開始日の初日から補償
～2023年5月7日	特定感染症一類～三類	○	○	○
	新型コロナウイルス感染症	○	○	○
2023年5月8日以降	特定感染症一類～三類	○	○	○
	新型コロナウイルス感染症	×	×	×

（※）4月1日付で前年度から継続して契約された場合は初日から補償します。

(道県市区町村社会福祉協議会用)

2. みなし入院の取扱いについて

<対象契約>

- ・福祉サービス総合補償：「感染症の補償」（オプション）
- ・社協の保険：プラン2-②「社協役員・職員の業務中の感染症補償」
- ・しせつの損害補償、保育所・認定こども園の損害補償：プラン3-③「役員・職員の感染症罹患事故補償」

<変更内容>

「みなし入院」については、2022年9月26日以降対象範囲を縮小しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が政府方針の通り「五類感染症」に変更された場合、2023年5月8日より「みなし入院」の取扱いが終了となります。

<みなし入院の適用範囲>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方(※2)	左記以外の方
医師に 新型コロナウイルス 感染症と診断された日	2022年9月25日以前	○ (約款上の入院に該当) (※1)	○	○
	2022年9月26日 ～2023年5月7日		○	×
	2023年5月8日以降		×	×

(※1) 約款上の入院とは以下のとおりです。

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等をいいます。

(※2) 重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

3. ご対応のお願い

- ・ご案内文書を作成いたしましたので、窓口でのご加入の際は口頭での注意喚起と併せて、「ふくしの保険ホームページ」にてご確認いただくようご案内をお願いいたします。
「ボランティア活動保険」：文書①「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う保険金支払の取扱い変更について」
「福祉サービス総合補償」：文書②「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う保険金支払の取扱い変更について」
- ・本取り扱い変更は「ふくしの保険ホームページ」にも掲載します。随時更新しますので、最新の取り扱いについては「ふくしの保険ホームページ」をご確認ください。
- ・別紙に、本取り扱い変更の背景と各制度の変更内容一覧を掲載しておりますので適宜ご参照ください。

以上

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5137
<受付時間>
平日：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

■お問い合わせ先

株式会社福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル17F TEL: 03-3531-4667
<受付時間>
平日：9:30～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

(道県市区町村社会福祉協議会用)

別紙

<制度別変更内容>

制度	プラン	五類移行となった場合の変更点
ボランティア活動保険	・基本プラン ・天災・地震補償プラン ・特定感染症重点プラン	・特定感染症の補償から新型コロナウイルス感染症が対象外となります。 ・感染症重点プランは一類～三類の特定感染症を初日から補償します。
福祉サービス総合補償	感染症の補償（オプション）	・みなし入院の取り扱いが終了しますが、所定日数の入院をすれば引き続き補償対象となります。
社協の保険	プラン1-① 「賠償補償」の事故対応特別費用	・変更ありません。
	プラン1-①オプション 「感染症対応費用補償」	・変更ありません。
	プラン2-② 「社協役員・職員の感染症補償」	・みなし入院の取り扱いが終了しますが、所定日数の入院をすれば引き続き補償対象となります。
しせつの損害補償 保育所・認定こども園の 損害補償	プラン1-① 「基本補償」の事故対応特別費用	・変更ありません。
	プラン1-①オプション5 「施設(保育所)の感染症対応費用補償」	・変更ありません。
	プラン3-③ 「役員・職員の感染症罹患事故補償」	・みなし入院の取り扱いが終了しますが、所定日数の入院をすれば引き続き補償対象となります。

<背景>新型コロナウイルス感染症の取り扱い変更

本来、特定感染症特約等は「感染症法上の一類から三類感染症に該当する感染症」を補償する特約であるため、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払いの対象外となっていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、2020年2月1日以降、特定感染症特約等がセットされている契約に「指定感染症追加補償特約（特定感染症用）」を自動セットすることで、「感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」を保険金のお支払いの対象としていましたが、今般の「感染症法」上の位置づけ変更により、上記に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病（※）した場合、保険金支払いの対象外となります。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

<背景>みなし入院の取り扱い終了

2020年4月以降「みなし入院」の取り扱いを実施していましたが、2022年9月26日以降は「重症化リスクの高い方」に補償対象を限定しておりました。

「五類感染症」への変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなり、また、現行の「感染症法」の規定を根拠に講じている「入院措置・勧告」等も適用されなくなります。こうした状況を踏まえ、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

以上